

田原市多世代交流施設（市民プール等）

整備・管理運営事業

管理運営に関する基本協定書
（案）

田 原 市

令和7年12月12日

管理運営に関する基本協定書（案）

- 1 事業名 田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業
- 2 対象地 田原市福江町堂前3-3外
- 3 維持管理 令和 年 月 日 から
運営期間 令和 年 月 日 まで
- 4 指定管理料 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）

田原市（以下「市」という。）は、●●株式会社¹（以下「指定管理者」という。）との間で、上に記載する「田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業」（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり、管理運営に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく公の施設である本施設の、多世代交流、子育て応援、健康増進及び福江市街地並びに渥美地域の活性化の推進に当たっての重要性を指定管理者が十分に理解及び認識し、市と連携して、適正かつ円滑に管理運営していくため、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 指定管理者は、民間事業者のノウハウや能力を活用して、公の施設設置の目的を効果的かつ効率的に達成するという指定管理者制度の趣旨に鑑み、本施設の管理運営に際しては、本施設におけるサービスの拡充や多世代交流、子育て応援、健康増進及び福江市街地並びに渥美地域の活性化の推進に貢献するとともに、新たな事業やサービスを積極的に展開していくべき立場にあることを確認する。

2 指定管理者は、本施設における市民サービスの継続的かつ安定的提供を担う責任を有することを十分に踏まえ、本施設の管理運営（以下「本指定管理」という。）の期間（以下「指定期間」という。）を、責任を持って全うすべき立場にあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 指定管理者は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び本指定管理の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

1 共同事業者の場合は、「○○○○共同事業者 代表者○○株式会社」と表記する。

(信義誠実の原則)

第4条 市及び指定管理者は、互いに協力し、信義を重んじ、対等な関係に立って、本協定を誠実に履行しなければならない。

(用語の定義)

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(対象施設)

第6条 本指定管理の対象となる施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

田原市多世代交流施設

田原市福江町堂前3-3外

2 指定管理者は善良なる管理者の注意をもって施設の管理運営を行わなければならない。

(指定期間等)

第7条 指定期間は、令和●年●月●日から令和26年3月31日までとする。ただし、社会経済情勢等の変動を理由に、指定期間が変更となる可能性がある。なお、指定期間の変更を理由とした指定管理者に対する補償は行わない。

2 本指定管理に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(市による事業の実施状況及びサービス水準の聴取等（モニタリング）)

第7条の2 市は、本施設の適正な管理運営を確保するため、指定管理者による業務の履行状況について市による事業の実施状況及びサービス水準の聴取等を実施することができる。

2 指定管理者は、市の求めに応じて、業務の実施状況等に関する報告書その他必要な資料を提出しなければならない。

3 市は、必要に応じて現地確認、面談、立入調査等を行うことができ、必要があると認めるときは、指定管理者に対し改善を指示することができる。

4 指定管理者は、前項の指示を受けた場合には、速やかに改善計画を作成・提出し、誠実に対応しなければならない。

5 本条に定める市による事業の実施状況及びサービス水準の聴取等の方法、内容その他必要な事項については、別途市が定めるマニュアル等によるものとする。

第2章 本指定管理の業務の範囲と実施条件

(本指定管理の実施により達成すべき目標)

第8条 指定管理者が、本指定管理の実施によって達成を目指すべき目標は以下のとおり²

2 提案書に基づき、指定管理者が原案を作成し、市は指定管理者と協議の上、決定する。

とする。

- (1) ○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 本指定管理において、指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 田原市多世代交流施設（市民プール等）要求水準書、第4 維持管理運営業務及び第5 運営業務に規定する事項に関すること。
- (2) 田原市多世代交流施設（市民プール等）要求水準書、第6 学校利用に関する運営業務に規定し、別途市が業務委託契約を締結する事項に関すること。
- (3) その他市が定める業務

(市が行う業務の範囲)

第10条 次の業務については、市が行うものとする。

- (1) 本施設の目的外使用の許可
- (2) 本施設の大規模な修繕・改修にかかる業務
- (3) その他法令等において別に定められること。

(責任者の配置)

第11条 指定管理者は、常勤職員のうち1名を業務責任者に定めることとする。また、常時1名の常勤職員を現場責任者として配置する他、業務の実施に必要な職員を配置することとする。

(業務従事者)

第12条 指定管理者は、維持管理業務の開始2か月前までに、指定管理者が雇用し本指定管理に従事する業務責任者及び業務担当者（以下「業務従事者」という。）の経歴を明示した履歴書並びに名簿を、市に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、業務従事者に変更があった場合は、速やかに届け出るものとする。
- 3 指定管理者は、自らの責任と費用負担で業務従事者の労働安全衛生管理を行うものとする。
- 4 市は、指定管理者が配置した業務従事者が、本指定管理を行うことについて正当な理由により不適当と認めた場合は、理由を付した文書をもって業務の改善を求めることができる。
- 5 指定管理者は、前項の規定に基づく請求があった場合は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。
- 6 指定管理者は、前項の規定に基づき、業務の改善を行ったことにより、指定管理者の負担する費用が増加し、又は損害が発生しても、係る増加費用又は損害について市に対し、いかなる費用の負担も求めることができない。

(業務の範囲又は業務実施条件の変更)

- 第 13 条 市又は指定管理者は、必要と認めた場合は、第 9 条及び第 10 条に定める本指定管理の業務の範囲の変更を求めることができる。当該変更を求める場合は理由を付した文書をもって行うものとする。
- 2 市又は指定管理者は、前項に定める文書の提出があった場合は、遅滞なく協議に応じなければならない。
 - 3 前項の規定に基づく協議の結果により、業務の範囲又は業務実施条件に変更が加えられることにより生じる指定管理料の変更についても協議の対象とする。

(近隣対策)

- 第 14 条 指定管理者は、自己の責任及び費用において、本業務を遂行するにあたり合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。なお、近隣対策の実施について、指定管理者は市に対し事前及び事後にその内容及び結果を速やかに報告するものとし、市は指定管理者に対して必要な協力を行うものとする。

第 3 章 本指定管理の実施

(本指定管理の実施)

- 第 15 条 指定管理者は、維持管理業務仕様書、維持管理業務計画書、運營業務仕様書、運營業務計画書、基本契約書、管理運営に関する基本協定書、要求水準書及び応募時の提案書類に基づき、誠実かつ円滑に本指定管理を実施するものとする。
- 2 本事業に関連する書類相互間に齟齬がある場合、基本契約、基本協定書、募集要項等質問回答、募集要項等、提案書及び設計図書の順に規定が優先する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、提案書にて募集要項等に定められた業務の基準を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

(法令の遵守)

- 第 16 条 指定管理者は、本指定管理の実施に当たり、関係する法令を遵守しなければならない。関係する主な法令については、以下の通りとする。

<法令等>

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 202 号）
- (5) 建築士法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

- (7) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- (8) 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
- (9) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (10) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (11) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- (12) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (13) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- (14) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (16) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (17) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- (18) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- (19) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (20) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- (21) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (22) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (23) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）
- (24) スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）
- (25) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- (26) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）
- (27) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- (28) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (29) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (30) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- (31) 行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）
- (32) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）
- (33) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

<愛知県条例等>

- (34) 愛知県建築基準条例（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 49 号）
- (35) 愛知県プール条例（昭和 36 年 3 月 28 日条例第 1 号）
- (36) 愛知県プール条例施行規則（昭和 36 年 3 月 28 日規則第 11 号）
- (37) 愛知県地震防災推進条例（平成 16 年 3 月 26 日条例第 2 号）
- (38) 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号）
- (39) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和 48 年 3 月 30 日条例第 3 号）
- (40) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年 10 月 14 日条例第 33 号）
- (41) 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和 47 年 3 月 29 日条例第 7 号）

< 田原市条例等 >

- (42) 田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成 6 年 6 月 23 日条例第 12 号)
- (43) 田原市文化財保護条例(昭和 52 年 10 月 1 日条例第 19 号)
- (44) 田原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年 3 月 23 日条例第 2 号)
- (45) 田原市情報公開条例(平成 17 年 9 月 22 日条例第 50 号)
- (46) 田原市行政手続条例 (平成 9 年 3 月 24 日条例第 2 号)

< 指針・基準等 >

- (47) 国土交通省及び文部科学省「プールの安全標準指針」(平成 19 年 3 月)
- (48) 厚生労働省「遊泳用プールの衛生基準について」(平成 19 年 5 月)

(開館時間及び休館日)

第 17 条 開館時間及び休館日は、「(仮) 田原市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例第●条第●項」の規定に基づき、次のとおりとする。

(1) 開館時間

午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

(2) 休館日

ア 毎週火曜日(休日・祝日の場合翌平日)、年末年始

イ 施設点検日

- 2 前項の規定に関わらず、市は、特に必要があると認める場合は、開館時間及び休館日を変更することができる。また、指定管理者が申請し、市が承認した場合にも開館時間及び休館日を変更できることとする。

(利用の許可)

第 18 条 指定管理者は、施設利用の許可(以下「利用許可」という。)の実施に当たっては、条例、規則及び田原市行政手続条例、行政事件訴訟法、行政不服審査法等の規定に従わなければならない。

- 2 指定管理者は、利用の許可の実施に当たって疑義がある場合には、市と協議するものとする。

(事前準備)

第 19 条 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、本指定管理の実施に必要な資格の保有者及び人材を確保し、必要な研修を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、本指定管理を遂行するために許認可が必要な場合は、指定管理者の責任において、それを取得しなければならない。
- 3 指定管理者は、必要と認める場合には、指定期間の開始に先立ち、市に対して本施設への立入りを申し出ることができる。
- 4 市は、指定管理者から前項の申出を受けた場合は、正当な理由のある場合を除いてその申出に応じるものとする。

(第三者による実施)

- 第 20 条 指定管理者は、第 9 条に定める業務の一部について、委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関して予め市と文書により協議し承認を得た上で、第三者に委託することができる。
- 2 指定管理者がその業務の一部を第三者に実施させることとなる場合は、全て指定管理者の責任及び費用において行うこととし、当該業務に関し指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、全て指定管理者が負担するものとする。

(施設の維持保全等)

- 第 21 条 指定管理者は、本施設の施設及び設備について、市が別に定める基準に基づき、適切な維持保全を行わなければならない。
- 2 指定管理者が前項に基づき本施設の修繕を行う際は、緊急の場合を除き、市に対して予告し了承を得るものとする。
- 3 管理施設の改修、増築、移設について、市の承認を得た場合、指定管理者は自己の責任及び費用において実施することができる。

(緊急時の対応)

- 第 22 条 指定期間中、本指定管理の実施に関連し、又は本施設において事件・事故又は火災、地震等による損傷等（以下「緊急事態」という。）が発生した場合、指定管理者は直ちに必要な措置を講じるとともに、市及び関係機関に遅滞なく通報しなければならない。
- 2 指定管理者は、緊急事態が発生した場合は、必要に応じ、その原因を調査し、市に遅滞なく報告するものとする。当該調査に関し、市は必要な協力を行うものとする。
- 3 指定管理者は、緊急時の連絡網を作成し、市に提出するものとする。

(事件・事故等の防止及び対応体制)

- 第 23 条 指定管理者は、事件・事故等を防止し施設の損害等を最小限に止めるため、事件・事故等の防止及び対応体制等について定めたマニュアル等を作成し、職員を指導しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項のマニュアル等に基づき、随時、施設の安全性やサービス内容について点検し、必要な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

- 第 24 条 指定管理者及び業務従事者は、本指定管理の実施により知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本指定管理の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 25 条 指定管理者は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）に基づき、個人情報の具体的な取扱いに係る規律を整備するほか、個人情報の保護に関する法律及び田原市個人情報の保護に関する法律施行条例その他秘密保持に関するすべての法令等を遵守するとともに、別紙 2「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならないものとする。

2 前項の規定は、本指定管理の終了後においても同様とする。

(情報公開の責務)

第 26 条 指定管理者は、田原市情報公開条例に準拠して、適切な対応をしなければならない。

(本施設のウェブサイトの管理)

第 27 条 指定管理者は、本施設のウェブサイトを設置する際には、次の情報を掲載しなければならない。

(1) 指定管理者名

(2) 本施設の事業報告書等が掲載されている市ウェブページのリンク

2 指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保する。

(文書管理)

第 28 条 指定管理者は、本指定管理の実施に係る文書の作成、管理及び保存を適切に行わなければならない。

(人権の尊重)

第 29 条 指定管理者は、本指定管理の実施にあたっては、利用者等の人権を最大限尊重するとともに、業務従事者に対して人権に関する研修を各年度 1 回以上実施するよう努めなければならない。

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供)

第 30 条 指定管理者は、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮の提供に努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

(指定管理者による備品等の管理等)

- 第31条 指定管理者は、本指定管理実施の用に供するため、「要求水準書添付資料6 什器・備品等リスト（参考仕様）」に基づき、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に則って調達・配置する備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を管理する。
- 2 指定管理者は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。
 - 3 備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本指定管理実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、自己の費用により当該備品等を修繕するものとする。
 - 4 前項の場合において、多額の費用を要することなどにより当該備品の修繕が困難なときは、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、当該備品を廃棄することができる。
 - 5 前項の規定に基づき当該備品を廃棄する場合、指定管理者は、市との協議により、同等の機能を有する備品等を、自己の費用により購入又は調達するものとする。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りでない。
 - 6 指定管理者は、前項の規定により購入または調達した備品等について、市に所有権を移転するとともに、備品等（Ⅰ種）として管理することができる。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りでない。
 - 7 指定管理者は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を破損滅失したときは、市との協議により、必要に応じてこれを弁償するものとする。

(指定管理者による備品等の購入等)

- 第32条 指定管理者は、本指定管理の実施のため、自己の費用により備品等を購入又は調達することができる。
- 2 指定管理者は、自己の費用により購入又は調達した備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を帳票に記載し、前条に規定する備品等（Ⅰ種）と明確に区別して管理しなければならない。
 - 3 前項に規定する備品等（Ⅱ種）は、指定管理者に帰属するものとする。ただし、市と指定管理者の協議により、市に所有権を移転することを妨げない。

第5章 業務実施に係る市の確認事項

(事業計画書)

- 第33条 指定管理者は、市が定めるところにより、市の指定する期日までに事業計画書を市に提出しなければならない。

- 2 事業計画書作成の際には、運営目標を具体的な指標として設定し、年度末の振り返り時には目標と実績との差異を踏まえて改善計画を策定し、次の目標設定に生かすものとする。
- 3 市及び指定管理者は、事業計画書を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(年間事業報告書等)

- 第 34 条 指定管理者は、市が定めるところにより、市の指定する期日までに年間事業報告書等を市に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市が年度の途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取消した場合は、指定管理者は、指定が取り消された日から 30 日以内に当該年度の当該日までの間の年間事業報告書等及び月間事業報告書等を市に提出しなければならない。
 - 3 市は、必要があると認めるときは、年間事業報告書等の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(修繕報告等)

- 第 35 条 指定管理者は、各種点検を経て行った修繕等について、修繕等が終了した場合は速やかに、修繕年月日、修繕箇所、修繕費、施工者等、修繕内容（修繕工事完成図、工事写真等による）の報告を市に行わなければならない。なお、市から求められた場合は、修繕箇所に修繕年月日が分かるよう表示する。

(本指定管理実施状況の確認及び改善の指示)

- 第 36 条 市は、前条までに定めるもののほか、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項に基づき、指定管理者に対して本指定管理の実施状況について、随時報告を求め、また実地について調査するため、本施設に立ち入ることができる。
- 2 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、正当な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
 - 3 前条の規定に基づく報告及び第 1 項の規定に基づく報告及び実地調査により、指定管理者の本指定管理の実施内容等が、条例、規則、要綱、その他市が提示する要件等を満たしていないと認められる場合、市は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項に基づき、指定管理者に対して業務の改善を指示するものとする。
 - 4 指定管理者は、前項の指示を受けた場合は、速やかに必要な具体的措置を講じ、その結果を市に報告しなければならない。

第6章 指定管理者の収入等

(指定管理者の収入)

- 第 37 条 指定管理者の収入は、指定管理料、利用料金収入、プール関連商品販売収入、自主事業収入とする。
- 2 指定管理者は、前項の収入について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとする。

(指定管理料)

- 第 38 条 市は、本指定管理実施の対価として、各年度の市歳出予算の範囲内で指定管理者に対して指定管理料を支払う。
- 2 市が指定管理者に支払う指定管理料の額及び支払い方法等は、指定管理者が公募時に提出した提案書類等による提案額に基づき、物価変動に応じて必要な調整を行うことができるものとする。
- 3 市は、指定管理者に開業準備業務、維持管理業務及び運營業務に要する費用として、
円(消費税及び地方消費税含む。)を、四半期ごとに業務等の履行状況が確認された後、支払うものとする。
- 4 市は指定管理者に対し、前項に定める指定管理料について、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(指定管理料の変更)

- 第 39 条 各年度中の物価水準の変動その他やむをえない事由により、市又は指定管理者が、各年度の当初に合意した指定管理料が不相当と認めたときは、相手方に対し、文書をもって指定管理料の変更に関する協議を申し出ることができる。
- 2 市及び指定管理者は、前項に定める協議の申出があった場合は、これに応じなければならない。

(利用料金)

- 第 40 条 市は、法第 244 条の 2 に基づき、「利用料金制度」を導入する。この制度により、指定管理者は、公の施設を利用する際の料金を利用者から直接收受することができる。この利用料金は、指定管理者の収入となる。
- 2 指定管理者の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係る利用料金のみとする。
- 3 指定管理者が、指定期間外の利用に係る利用料金を收受した場合は、市又は市が指定するものに円滑に引継ぎを行うものとする。
- 4 利用料金の額は、要求水準書「第 1 総則 6 諸条件(6)本施設の利用料」に示す利用料金(案)の金額を目安に、市が令和 10 年 9 月に制定予定の「(仮)田原市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例」で定めるものとする。指定管理者が提案する

ものとし、その後、市と協議の上、決定する。

- 5 指定管理者は、承認された利用料金を適用する最初の利用日までに3か月以上の周知期間を設けなければならない。

(公租公課)

- 第41条 本協定に基づく一切の業務に関して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、すべて指定管理者の負担とする。

(管理口座)

- 第42条 指定管理者は、本指定管理の実施に係る収入及び支出を適正に管理することを目的として、本指定管理専用の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。
- 2 指定管理者は、第40条第3項に定める指定期間外の利用に係る利用料金収入については、前項で規定する口座と別の口座を設け、これを管理するものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

- 第43条 指定管理者は、故意又は過失により本指定管理を実施する施設・設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができるものとする。
- 2 市の責めに帰すべき事由により指定管理者に損害が生じた場合は、指定管理者は当該損害の賠償を市に請求することができる。

(第三者への賠償)

- 第44条 本指定管理の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者は自己の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害（次条の規定により加入した保険等により填補された部分を除く。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。
- 2 前項ただし書きの場合で、市及び指定管理者の負担の割合が不明なときは、両者の協議により、負担の割合を定める。
- 3 市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に発生した損害について、指定管理者に代わって第三者に賠償した場合、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償することができる。

(保険)

- 第45条 指定管理者は、指定期間中、指定管理者、市及び全ての下請負業者を被保険者、とする指定管理に対応した施設賠償責任保険（補償限度額：対人：無制限、対物：1事

故 1,000 万円以上) に加入しなければならない (1 年毎の更新可)。なお、上記は、市が要求する最低限の条件であり、指定管理者の判断に基づき、さらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

(不可抗力発生時の対応)

第 46 条 不可抗力の発生により市又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生する恐れがある場合、指定管理者は早急に適切な対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した損害等の費用負担等)

第 47 条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、指定管理者は文書で当該内容を市に報告しなければならない。

- 2 市は、指定管理者からの報告に基づき、当該損害等についての調査を行い、当該費用について合理性の認められる範囲で、その費用を負担するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して市に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内の場合は、指定管理者が負担する。
- 4 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超える場合は、当該増加費用及び損害の額が、年間の指定管理料の 100 分の 1 に至るまでは、指定管理者が全て負担する。
- 5 前項に定める額を超える額については、市が負担する。ただし、指定管理者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が年間の指定管理料の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。

(不可抗力による業務実施の一部免除)

第 48 条 不可抗力の発生によって本指定管理の一部の実施ができなくなったと認められる場合、指定管理者は不可抗力により受ける影響の限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 指定管理者が不可抗力により本指定管理の一部を実施できなかった場合、市は、指定管理者と協議のうえ、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分について、指定管理料から減額することができるものとする。
- 3 前項の規定に基づき、市は、指定管理者に支払った指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。

第 8 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

- 第 49 条 指定管理者は、指定期間の満了若しくは本指定管理の取消に際し、本施設の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、市との間で事業期間終了の 2 年前から（本指定管理の取消の場合は可及的速やかに）協議を開始するものとし、各業務に関する必要な事項を説明するとともに、事業者が用いた操作要領その他の資料を市の求めに応じて提出する等、市又は市が指定するものに対する引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 市は、必要と認める場合には、本指定管理の終了前に、指定管理者に対し、市又は市が指定するものによる本指定管理の内容等についての調査を申し出ることができるものとする。
 - 3 指定管理者は、市から前項の調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
 - 4 第 1 項の規定による本指定管理の引継ぎ等に関する費用は、指定管理者の負担とする。

（原状回復義務）

- 第 50 条 指定管理者は、本協定の終了までに、指定期間の開始日を基準とし、本指定管理の実施を行う施設、設備を原状に回復し、市に明け渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は本施設の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市に対して明け渡すことができるものとする。

（備品等及び文書等の扱い）

- 第 51 条 本指定管理終了に際し、備品等の扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 備品等（Ⅰ種）について、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き渡さなければならない。
 - (2) 備品等（Ⅱ種）について、指定管理者は、原則として自己の責任と費用において撤収するものとする。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して備品等（Ⅱ種）を引渡すことができるものとする。
- 2 本指定管理終了に際し、本指定管理の実施に必要な文書等について、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き渡さなければならない。

第 9 章 指定取消及び業務の停止等

（市による指定の取消等）

- 第 52 条 市は、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の指定管理者による管理を継続することが適当でないときとは、次の場合とする。

- (1) 指定管理者が本施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき。
 - (2) 指定管理者が地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
 - (3) 指定管理者が地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく市の指示に従わないとき。
 - (4) 指定管理者が本施設の募集要項に定める資格要件を失ったとき。
 - (5) 提案時に指定管理者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (6) 指定管理者の経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時。
 - (7) 指定管理者の本指定管理に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時。
 - (8) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき。
 - (9) 不可抗力により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時。
 - (10) 指定管理者から、次条に基づく指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき。
 - (11) 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
 - (12) その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないときと市が認める時
- 3 第 1 項の規定により指定を取消し、又は本指定管理の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害又は増加費用が生じても、市はその賠償の責を負わないものとする。
 - 4 第 1 項の規定により指定の取り消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合、指定管理者の責に帰すべき事由により市に損害が生じたときは、指定管理者は市に対して賠償をしなければならない。

(指定管理者からの指定取消等の申出)

- 第 53 条 指定管理者は、市が本協定の内容を履行せず、又はこれらに著しく違反した場合、市に対して指定取消又は管理業務の全部又は一部の停止を申し出ることができる。
- 2 市は前項の申出を受けた場合、指定管理者への協議を経てその措置を決定するものとする。
 - 3 第 1 項の申出に基づき、市が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、指定管理者が既に受領している指定管理料について、市と指定管理者の協議によりその返還する額を決定するものとする。
 - 4 第 1 項の申出に基づき、市が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、市が指定管理者に損害を及ぼしたときは、市はその損害を賠償するものとする。
 - 5 第 1 項の申出に基づき、市が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたことにより市が被る損害及び増加費用について、指定管理者はその賠償の責を負わない。

(不可抗力による指定の取消等)

第 54 条 市又は指定管理者は、不可抗力の発生に起因した事故等により、本指定管理の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止に関する協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を行うものとする。

3 前項の指定の取消によって指定管理者に発生した損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(指定取消時の扱い)

第 55 条 第 49 条から第 51 条までの規定は、第 52 条から第 54 条までの規定により本指定管理が終了した場合に、これを準用する。ただし、市及び指定管理者が合意した場合は、この限りでない。

第 10 章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

第 56 条 指定管理者は、本協定及び年度協定に基づいて取得した権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、又は担保の目的に供してはならない。

(連絡調整)

第 57 条 指定管理者は、本指定管理を円滑に履行するため、市及び関連機関との情報交換や業務の調整を図るものとする。

(本指定管理の範囲外の業務)

第 58 条 指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ本指定管理の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 指定管理者は自主事業を実施する場合は、自主事業の事業計画書を事前に市に提出し、承認を得なければならない。この場合において、市及び指定管理者は必要な協議を行うものとする。

3 市及び指定管理者は、協議により、自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 59 条 本協定に関する市と指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合又は市が特別に認めた場合を除き、文書により行わなけ

ればならない。

- 2 本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51条）の定めるところによる。

（災害等発生時の対応）

- 第60条 指定管理者は、田原市地域防災計画に基づき本施設の管理者としての責務を果たさなければならない。
- 2 被災者の援助活動等に関して市が協力を求めた場合には、市に協力するよう努めるものとする。

（廃棄物の対応）

- 第61条 指定管理者は、本施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、田原市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくものとする。

（業務実施状況の確認）

- 第62条 指定管理者は、本施設を適正に管理するために、市に指定管理者モニタリング・チェックシートを提出するものとする。
- 2 市は、前条の規定により指定管理者が提出した報告書に基づき、業務実施状況の確認を行い、毎事業年度終了後、指定管理者に指定管理者モニタリング評価表を通知するとともに、その内容を公表するものとする。

（業務の改善指導）

- 第63条 市は、前条の確認の結果、必要と認める場合は、指定管理者に対して業務の改善指導等をするものとする。
- 2 指定管理者は前項に定める改善指導等を受けた場合は、速やかに改善に向けた取組を行わなければならない。

（その他市政への協力）

- 第64条 指定管理者は、その他環境対策や市の運営方針等、市政に関して協力するよう努めるものとする。

（組織再編行為等が生じた場合の対応）

- 第65条 指定管理者は、組織再編行為、事業譲渡、買収、法人格取得その他の行為（以下「組織再編行為等」という。）により、法人格若しくは団体の基礎となる事項又は業務内容等の変更が見込まれる場合は、その旨を直ちに市に報告するとともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 報告内容の概要及び今後のスケジュール
 - (2) 変更後の事業計画に関する資料
 - (3) 報告に関係する全ての法人等の定款又はこれに類するもの
 - (4) 報告に関係する全ての法人等の法人登記に係る全部事項証明書又はこれに類するもの
 - (5) その他市が必要と認めて指示する書類
- 2 指定管理者が、指定管理に関連する業務を、第三者（以下「新法人等」という。）に承継させることになる場合は、指定管理者は、新法人等に、前項各号の書類を市に提出させるとともに、市、指定管理者及び新法人等（新法人を設立しようとする者を含む。以下同じ。）との協議の場を調整し、設けなければならない。
 - 3 市は、前2項に基づき提出された資料及びこれに基づく協議の状況並びにその他の諸状況を総合的に考慮し、必要な対応や手続を検討し、その結果を指定管理者に伝えるものとする。
 - 4 指定管理者及び新法人等は、公の施設の管理者が負う責任の重大性を踏まえ、当該施設を利用する市民への影響等を十分に考慮し、第2項の協議に誠実に対応しなければならない。
 - 5 第1項に規定する各行為及びそれに対する市の対応の結果生じた指定管理者又は新法人等の経済的負担及び損害については、第2項の承継の申し出に基づき市が新法人等を指定管理者に指定するか否かにかかわらず、それぞれが負担しなければならない。
 - 6 指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、市が必要な対応をするために発生する次の費用は、指定管理者又は新法人等が負担することとする。
 - (1) 選定評価委員会等への諮問のために必要となる委員報酬等の費用
 - (2) 弁護士等の専門家への相談のために必要となる謝金等の費用
 - 7 前項の費用の内訳、支払い方法及び支払い時期等の詳細は、市が定めて指定管理者に通知する。
 - 8 第6項は、指定管理者側の事情により市に発生する実費を請求できる旨を定めるものであり、第52条第4項に基づく損害賠償請求は、これとは別に求めることができる。

(リスクの分担)

- 第66条 本指定管理に関するリスクの分担については、本協定に別途記載があるものを除き、募集要項資料2に示すリスク分担表のとおりとする。
- 2 前項の市と指定管理者の責任分担のうち、施設等の損傷が第三者の責めに帰すべきものであり、当該第三者が特定できる場合、指定管理者は、当該第三者に対して当該損害の賠償を求めるものとする。第三者が特定できない場合及び第三者が損害の賠償等に応じない場合は、市と指定管理者間で協議の上、対応を決定する。

(協定の変更)

- 第67条 本指定管理に関し、本指定管理の前提となる条件若しくは内容が変更されたとき又は特別な事情が生じたときは、市と指定管理者の協議により本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第 68 条 市が、本協定に基づき書類の受領、通知若しくは調査を行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、市が指定管理者の責任において行うべき本指定管理の全部又は一部について、その責任を負うものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 69 条 本協定に特別の定めのない事項又は本協定の条項について疑義を生じた場合は、市と指定管理者の協議によりこれを定めるものとする。

(本頁以下余白)

以上、本協定の締結の証として、本書を●通作成し、当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

市：愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
田原市長

事業者：

(指定管理者)

[住所]

[企業名]

[代表者]

印

別紙1 用語の定義

用語	用語の定義
目的外使用	市が有する行政財産について、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づき、その用途又は目的を妨げない範囲で、市が許可することによって、当該財産の目的以外に使用することをいう。
法令	本指定管理の実施及び本協定の履行に関して適用される国の法律、施行令、通達、愛知県の条例、田原市の条例、規則及び要綱等をいう。
年度協定	本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に毎年度締結する協定をいう。
提案書	本施設の指定管理者の公募に当たり、指定管理者が提出した提案書をいう。
利用料金	管理施設の利用者がその対価として指定管理者に支払う施設利用料のことをいう。
自主事業	指定管理者が自己の責任と費用において実施する事業をいう。
不可抗力	地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩れ等の天災、戦争、テロ、暴動、火災等の人災、伝染病・感染症の流行その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由をいう。ただし、本施設の利用者数の増減及び発火原因が市又は指定管理者の責によることが明白な火災は、不可抗力に含まない。

別紙2 「個人情報取扱注意事項」 (第25条関係)

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 指定管理者は、田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たって個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 事業者は、本事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 事業者は、その使用する者が在職中及び退職後においても、本事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得及び保有の制限)

- 第3 事業者は、本事業に関して個人情報を取得及び保有するときは、その目的を明確にするとともに、目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 事業者は、本事業に関して本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、目的を明示しなければならない。

(適正な管理)

- 第4 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- 2 事業者は、個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(要注意情報の取扱いの禁止)

- 第5 事業者は、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある事項に係る個人情報を取得してはならない。ただし、法令若しくは条例に定めがある場合又は取得することに公益上特に必要があると市が認めた場合は、この限りでない。
- 2 事業者は前項に規定する個人情報を電子計算機により処理しないものとする。ただし、

法令若しくは条例に定めがある場合又は電子計算機により処理することに公益上特に必要があると市が認めた場合は、この限りでない。

(利用目的による制限)

第6 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本事業に関して知り得た個人情報をおこの契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写及び複製の制限)

第7 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、市から引き渡された個人情報が記録された資料を複写又は複製してはならない。

(個人情報取扱事務の委託)

第8 指定管理者は、市の承諾がある場合を除き、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託してはならない。ただし、委託する者が構成員又は協力企業の場合、かかる市の事前の承諾は不要とし、指定管理者による市への事前の通知により委託を行うことができるものとする。

2 指定管理者は、市の承諾があり、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託する場合は、委託先において個人情報が保護されるために必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時における報告)

第9 指定管理者は、本注意事項に違反する事故が生じ、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに市に報告しなければならない。

(実地調査等)

第10 指定管理者は、市が個人情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒否してはならない。また、市が個人情報の保護について報告を求めるときは、これに応じなければならない。

(個人情報の引渡し)

第11 指定管理者は、市から引き渡され、又は自ら取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料を、この契約が終了したとき又は解除されたときには、速やかに市に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(指示)

第12 市は、指定管理者が本事業に関して取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、指定管理者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13 市は、指定管理者が本注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

別紙3 「サービス対価改定」 (第38条関係)

サービス対価改定

1 サービス対価改定の考え方

物価変動に一定程度の下降または上昇があった場合は、次のとおり指標の変動に合わせて一定の調整を行うことができる。

(1) 改定の対象となるサービス対価

維持管理業務、運營業務

(2) 対価改定協議の時期

対価改定実施の有無も含め対価の改定について、以下の時点で市及び事業者は協議を行うことができるものとする。

協議時期：次項に示す指標の最新の年度平均値と、直近に採用された改定基準年度（改定実績がない場合は、設計施工一括工事請負契約を締結した年度）の平均値を比較して、その差が2.0%以上となった場合

(3) 対価改定の方法

国内における賃金水準や物価水準の変動により改定対象対価が不相当となったと認める場合、市及び事業者の協議により、以下の指標に基づきサービス対価を変更することができるものとする。

維持管理業務	「毎月勤労統計賃金指数（厚生労働省）・就業形態別きまって支給する給与：一般労働者5人以上」の年度平均値
運營業務	「企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）建物サービス」の年度平均値

2 改定方法

改定にあたっては、下記計算方法に基づき協議年度の次年度4月1日以降の価格を改定する。

【対価改定の算定式】

AP_n : 改定後の支払額

AP_r : 現行支払対象額（直近の改定により決定された額。改定実績がない場合は、本協定に示された支払額）

CSPIN-2 : 改定対象年度の2年前の年度における該当指標の平均値
 （例：令和12年度に適用する場合 → 令和10年度の指標）

CSPIR : 直近の改定適用において使用された該当指標の年度平均値（改定実績がない場合は、設計施工一括工事請負契約を締結した年度の指標）

$$AP_n = AP_r \times \frac{CSPIN-2}{CSPIR} \text{ ただし } \left| \frac{CSPIN-2}{CSPIR} - 1 \right| \geq 2.0\%$$

3. 報告・確認手続

事業者は、毎年度9月末日までに、次年度のサービス対価（指定管理料）の合計金額を、市に対して報告しなければならない。報告にあたっては、以下の事項を含むこととする。

- (1) 改定の有無にかかわらず、市に対し書面による報告を行うこと
- (2) 上記算定根拠（各指標の指数および改定計算の内容）を明示した資料を添付すること
- (3) 市による確認をもって、翌年度のサービス対価が確定すること